

鎌倉時代写「論語集解」

断簡について⁽¹⁾(上)

高橋 均

はじめに

本稿は鎌倉時代に書写されたと推定される、新出の資料⁽²⁾である「論語集解」断簡（以下とくに区別を必要とする場合を除いて「断簡」と略称する）について検討することを目的とする。断簡は、平成十一年度東京古典会が主催する「古典籍下見展観大入礼会」に目録番号458として出展されたもので⁽³⁾、目録には「論語注断簡／鎌倉時代写」と記されている。また断簡を収める木箱に〔6/E/13〕というラベルが貼ってあり、外紙箱には「鎌倉初／論語割注」と記されている。

1 断簡の概要

本断簡は、縦二十八センチ、横二十二センチで軸装、論語先進篇の二十三章「子路曰有民人焉〜」の注「人事神於是而習之亦學也」から二十四章「如或知爾則何以哉」の注「孔安國曰如有用汝者則何以」までの経注が、合わせて七行に記されている。経文は一行十三字、注は双行十三字である。この断簡が平成十一年十一月に行われた「下見展観」に出展される以前に、どこにどのように伝えられていたかは今明らかではない⁽⁴⁾。

断簡の用紙は⁽⁵⁾、楮に雁皮を混ぜたもので、打紙加工が施されている。またこの用紙は本断簡のもととなっている「論語集解」のために漉かれたものと推測される。今断簡は表装されているが、そのために数回水をつけて洗われているので、その結果断簡は汚れもなくきれいになっているが⁽⁶⁾、書かれた文字はやや平板になり、文字の勢いは失われている⁽⁷⁾。断簡の字様から推測して、この断簡がもともとは卷子本であったことは疑いない。卷子に論語の全篇が記されていたとして、それを断簡の字幅から推定するとその全幅は六十メートルをこえる長大なものとなるはずである。そうした長大な卷子本がいかなる事由があって、このような断簡として現在にまで伝わっているのかということを明か

人事神於是而子曰是故惡夫佞
 習之亦樂也
 九字國曰疾其以口給
 者應逆已非而不知窮也子路曾
 曾星居矣九字國曰曾曾曾
 哲參改也右點也冉有公西華
 侍坐子曰以吾一日長乎爾無吾
在本外文字
 以也九字國曰言我問汝君則
無以我長故難對之也
 曰不吾知也九字國曰汝常君如
 或知爾則何以哉九字國曰知有

図版1 「論語集解」断簡全影

す鍵は断簡自体に存在すると思われるので、まずその点の検討からはじめることとする。

断簡を仔細に見ると、その中央には文字列と直角に紙が折られていたことを示す折れ線と擦れた跡があり、さらに欄外の上下同位置に二つずつ四つ、計八つの小さく穴をあけた跡がある⁽⁶⁾。この「論語集解」がもともと卷子本である

ことは疑う余地はないから、文字の書かれている面を表とするにしても裏とするにしても、中央を文字列と直角に折ること、さらに上下欄外に小さな穴をあける必要はまったく考えられない。ここから、以下のような推測をする。いつの時代かに多額の費用と時間とを費やして作られた卷子本「論語集解」が、時代を取巻く状況の変化によって価値の逆転が生じて書物としての存在意義を失ない、白紙の裏をもつ上質紙としてしか評価されなくなってしまった⁽⁹⁾。裏の白紙は用途にそって適当な長さに切断されると上下を合わせる形に二つ折りにされ、とじ穴をあけられて紙背文書用紙として「再生」することとなった。図版1でも明らかなように、最後の一行である注の文字が三分の一ほど切り取られていることは、この断簡がかなり無造作に裁断されたものであることを示していて、表に書写されている論語にかかわりなしに、裏の白紙としての利用目的で切断されたことを裏付ける。また、経注が二十三章から二十四章の二章にわたって切断されていることも、表に記される論語を無視した切断とみなさざるを得ない。さらに、本断簡が紙背文書であったということは、断簡の右上段に「廿四」と横向きに記されていることが傍証となろうか。なぜならこの論語が記されている面に書かれた「廿四」は、卷子本「論語集解」にとってはきわめて目障りであつた不用な文字である。この「廿四」は紙背文書として利用された時に、紙の裏（この場合は論語が書かれている面）に丁数⁽¹⁰⁾をあらかじめ記入しておいて、紙背に書入れが完了した段階で、この丁数によって整理する便宜をはかったものであるとみられるからである。こうして作られた紙背文書用紙は、もし論語全篇がこのように切断されたと仮定すれば、葉数にして270葉ほどとなり、それを二つ折りにして作られる文書の大きさは、縦22センチ、横14センチほどになるはずである。その中から一葉だけが何らかの理由で後代に伝わって、その裏の論語の価値に気づいた人が紙背の文字部分を剥ぎ取って、論語を表にして表装したものと考えられる。以上が、断簡中央の折れ線と上下にある穴の跡と上段にある「廿四」の文字及び切断の様相からの推測である。

さらに、断簡には朱でオコト点、音訓、声調や章首であることを示す点、人名であることを示す棒引きが施されている。また墨で送り仮名、摺本との異同、經典釈文など多くの書き入れがある。それらについては順次検討を進めてゆこう。

2 断簡経注のテキストの検討

まず最初に、断簡がいかなる系統のテキストに属するのかを明らかにした

い。断簡の性格を明らかにするために、主として中国に伝わる「唐開成石経」以下のテキストと、日本に伝わる古抄本論語集解である「正和本」以下のテキストと経注について比べることとする⁽¹¹⁾。比較に用いた諸本及び略称は次のようである。

[中国系]

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1) 定州漢墓竹簡論語 | 略称[定] |
| 2) 唐開成石経 | 略称[唐] |
| 3) 南宋本論語正義、宮内庁書陵部蔵 | 略称[南] |
| 4) 敦煌本論語集解 | 略称[敦・p・s] ⁽¹²⁾ |

[日本系]

- | | |
|--------------------------|-------|
| 5) 正和四年(1315)抄本、東洋文庫蔵 | 略称[和] |
| 6) 嘉暦二年(1327)抄本、宮内庁書陵部蔵 | 略称[嘉] |
| 7) 建武四年(1337)抄本、大東急記念文庫蔵 | 略称[建] |
| 8) 貞和三年(1347)宗重抄本、東洋文庫蔵 | 略称[宗] |
| 9) 正平(庚辰1346)本 | 略称[正] |
| 10) 清熙園本論語義疏(室町期写)天理図書館蔵 | 略称[義] |

[校勘表]

(注) 人事神於是而習之亦學也

(敦・p3402・南・和・正・義) 人→民

(p3402・p3606・s0782・和・嘉・宗・正・義) 無之
(p2620) 無亦

(敦) 無也

(経) 子曰是故惡夫佞者 (宗) ～～者也

(注) 孔安國曰疾其以口給應遂已非而不知窮也

(敦・南) 孔安國→孔、下同

(宗) 其以→以其

(p3254・p3402・p3606・s0782) 無遂字

(義) ～～窮者也

(敦・南・建) 無也字

(経) 子路曾皙 (正・義) 皙字同、其他諸本皙→哲

(注) 孔安國曰曾皙曾參父也名點也

(敦・南) 曾皙曾參父也名點也→曾曾參父名點

(和・嘉・建) 暫→暫

(宗) 父也→父之也

(和・建) 無上也字

(和・嘉・建・正・義) 無下也字

(經) 子曰以吾一日長乎爾無吾以也

(s0782) 乎→於

(宗) 爾→尔

(定・唐・敦・p3192・南・宗) 無→毋

(注) 孔安國曰言我問汝女無以我長故難對之也

(嘉) 問→聞

(p3192・南) 汝女→女女

(和・宗・義) 汝女→汝

(敦・嘉・建・正) 汝女→汝汝

(宗) 無→毋

(敦・南・建) 無之也二字

(和・嘉・宗・正・義) 無之字

(經) 居則曰不吾知也

(定) 知→智

(注) 孔安國曰汝常居云人不知己也

(南) 汝→女

(敦) 知→之

(敦・南・和・嘉・建・正) 無也字

(經) 如或知爾則何以哉

(定) 知爾→智

(宗) 爾→尔

(建) 爾→汝

(注) 孔安國曰如有用汝者則何以

(南) 汝→女

經注の異同は以上のようなものである。ただ断簡の量的制約から、ここに示しただけの異同からテキストの系統を明らかにすることは容易ではない。これら異同のなかで、注について断簡が「孔安國」としている個所を中国に伝わる系統のテキスト(敦煌本[略称は敦]及び南宋本[略称は南])⁽¹³⁾が「孔」と作っていること、経文については、断簡「長乎爾無吾以也」中の「無」字を中国に伝わるテキスト(唐開成石経[略称は唐]・敦煌本・南宋本)がいずれも「毋」と作って

いることが目につく。この二箇所については日本に伝わる古抄本は一本を除いてすべて断簡と一致して「孔安國」と作り、「無」と作っている。ここから断簡が中国に伝わる系統のテキストである唐開成石経・敦煌本・南宋本正義とは異なり、日本に伝わる古抄本の系統に属していることは明らかである。

それでは断簡は、日本に伝わる古抄本のいずれと近いのだろうか。この点に関してはまったく一致するという古抄本を見出すことはできない。強いてテキストの系統を明らかにする個所を探せば、注の「人事神於是而習之亦學也」の「人」字を、嘉暦本・建武四年抄本・宗重本が断簡と同じく「人」字に作り、それを除く正和本・正平本が「民」字に作るくらいであろうか。さらにいえば、正和本とは異なりが最も大きいということはいえるかもしれない。しかし断簡には抄写本としての文字の誤りと思われるところ（「我問汝女無以…」の「汝女」と記すこと）や、分量の制約もあって、日本に伝わる古抄本のいずれに近いかを定めるための決め手に欠けるのも事実である。

以上をまとめると、断簡に記されるテキストの系統は、唐開成石経・敦煌本・南宋本などとは異なり、いつの時期かに日本に将来された古抄本と同一系統に属する一本であるということは認められるが、それらのいずれと近いのかというところまでは明らかではない。

3 断簡の書き入れ——オコト点・声調・音訓

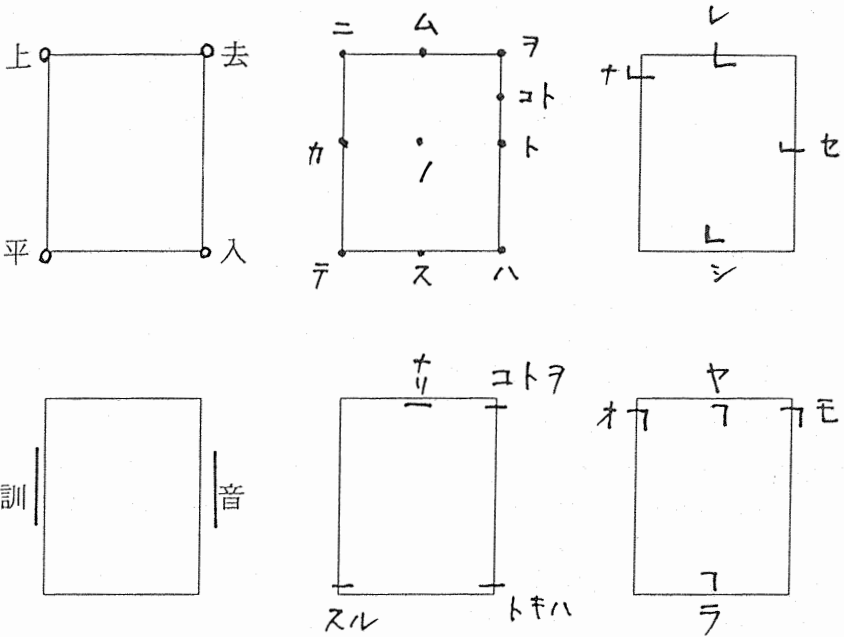
断簡には朱によってオコト点、声調、音訓の別が示されている。それを整理すると次ページのようなものである⁽¹⁴⁾。

4 断簡の書き入れ——摺本

断簡には、数カ所にわたって「オ」の書き入れが見える。それは摺本、すなわち当時中国から日本に伝えられていた版本との異同を示したものであろう。今われわれが見ることのできる版本では、断簡との異同にも用いた南宋本論語正義（以下南宋本と略す）が最も古いものであるから、以下これを「摺本」として検討を進めることとする⁽¹⁵⁾。

断簡に見られる「オ」の書き入れは次のようである。

「オ」のみ見えるのは「倭」字、「暫」字の傍らである。また「曾參」の「曾」字の傍らに「オ无」と見え、「無吾」の「無」字の傍らに「母オ」と見え、「汝常居」の「汝」字の傍らに「女オ」と見え、「人不知己也」の「知己」の傍らに「己知オ」と見える。以下それぞれに検討を加える。



図版2 オコト点図

「佞」字の傍らの「オ」については、南宋本が「佞」と作っていることから推測して、断簡が「佞」、摺本がそれと異なり「佞」となっていることを示したものであろう。

「哲」字の傍らの「オ」については、南宋本が「哲」となっていることから推測して、断簡が「哲」、摺本がそれと異なり「哲」となっていることを示したものであろう。

「曾参」の傍らに「オ无」と記されるのについては、そのようなテキストを今みることはできない。ただこの個所については、南宋本は「哲曾参父名点」となっていて、その異同がこのような書き入れとなっているのかもしれない。

「无吾」の傍らの「母オ」については、南宋本は「母」と作っているから、摺本もまた「母」であって、断簡の「无」との異同を示したものであろう。

「汝常居」の傍らの「女オ」については、南宋本は「女」と作っていることから見て、摺本もまた「女」であって、その異同を示したものであろう。

「不知己」の傍らの「己知オ」という書き入れについては、南宋本は断簡と一致していて、書き入れにあるようなテキストを今は見ることができない。

また「才」字は用いていないがテキストの異同を示す書き入れとして、「汝女」の「女」字の傍らに「汝」が校記されている。これを南宋本について見ると「女女」と作っていて校記と一致しない。ただ日本の古抄本は多くが「汝女」となっているので、それとの異同を示したもので、摺本との異同を示したものではないだろう。

以上断簡に見える「才」について検討してきた。これも分量的に多くはないので確かなことは言えないが、当時伝えられていた版本との異同を比較して書き入れたものであることはほぼ確かめられたであろう。

ところでこうした摺本との異同についての校記は、他の古抄本ではどのようなになっているのであろうか。

先に断簡との異同を知るために用いた古抄本の中で、摺本との比較が書き入れられているのは、現存する古抄本の中で最も古いと認められる正和本論語のみである。正和本に記される摺本との比較は次のようである。(事柄を明らかにするため書き入れの記述は変えてある)

- 1) 「不知窮也」 摺本無也字
- 2) 「無吾以也」 摺本無作母
- 3) 「故難對也」 摺本無也字
- 4) 「汝常居」 摺本汝作女
- 5) 「不知己」 摺本作己知

これら5条の内、2) 4) 5) については断簡にも見えるが、1) 3) は断簡には見えない。5) については、すでに触れたようにこのように作るテキストを見ることはできない。しかし1) 2) 3) 4) については、この摺本の異同は南宋本と一致するから、当時存在した摺本との正確な比較を記しているといえるであろう。それに対して断簡の摺本についての校記は、2) 4) 5) は同じように記されているが、1) 3) については記されていない⁽¹⁶⁾。断簡に見える「才」の校記についても、それが量的に少ないのでこれ以上のことはいえないのであるが、ここで次のことだけは指摘しておきたい。それは断簡が日本に伝わる論語古抄本のなかで最も古い正和本と並んで摺本の校記を持っていて、記述の内容も正和本とまったく遜色が無いということである。しかもその摺本についての校記は、内容の違いからして正和本と断簡とそれぞれが独自に摺本と比較して書き入れたものと見て差し支えないようである⁽¹⁷⁾。

注

- (1) 本断簡については『古ノート』のお室（月刊「健康」3／2001 共同通信社）という題で概括的に紹介をした。
- (2) 今、断簡をも含めて、いわゆる外典の古抄本が新たに出ることは極めてまれである。大阪の[中尾松泉堂書店]の店主によれば、とりわけ論語の古抄本、断簡が市場に出ない理由として考えられることは、正平板論語、天文板論語を刊行した大阪堺が第二次大戦で戦災に会ったために、論語などを含む書籍の古抄本が焼失してしまった可能性もその一因としてあるのではないかという。示唆に富む話としてここに記しておく。
- (3) 同時に出版された目録番号457の「論語注断簡／諸侯章第三／鎌倉時代写」は、目録の誤りで、論語ではなくて孝経の断簡である。
- (4) 断簡は京都の古書店を経て古典籍下見展観大入札会に出展されたという。それ以外のことは未詳である。

今断簡は、筆者の架蔵である。

- (5) 本断簡に関わること、とりわけ用紙、及び紙背文書と「廿四」という丁数の示す意味などをふくめ、宮内庁書陵部図書課修補係長吉野敏武氏には長時間を割いて多くのことを教えていただいた。ここに記して謝意を示すしだいである。
- (6) 吉野氏のご教示によれば、紙に汚れがなく新しく見えるのは表装する際に洗ったためであり、この断簡が時期的に後代のものであることにはならないという。
- (7) 断簡の文字の持つ雰囲気は、古抄本論語集解の中では嘉暦二年抄本（宮内庁書陵部蔵）に近い。
- (8) 図版でも分かるように、位置を誤ってあけられたと思われる穴まで数えれば、上下合わせて十個である。
- (9) 筆者の別に架蔵する室町時代写と推定される論語里仁篇を含む断簡十五葉も、論語の章とはかかわり無しに裁断されており、またとじ穴があけられており、さらにふすまの裏紙として貼られていたと思われる胡粉の跡が残る。ある時期、それは中国から版本が輸入されるようになった時期であろう、多くの古抄本がこのような運命をたどった可能性がある。当時のこうした書籍を所有できる人にとっては、古抄本とは条件さえ許せば手で比較的容易に作ることでできるものであり、一方版本は舶載されて来て初めて手に入れることでできる極めて得がたい先進文化の証であった。あるいはまた、それまで優位にあった集解に対して、集注が将来されると、集解の地位に変化が生じたはずである。このような論語の学説に対する考えの変化によるのかもしれない。

このような日本伝来の古抄本と摺本との価値の逆転については、藤原頼長（1120-1156）の「台記」に次のような記述が見える。

借送礼記正義摺本一部七十卷勝得万戸侯（康治二年七月二十一日）

請以書本替摺本、若不許所請者、此正義之外、信俊所欲得之全經末文五十卷新書写之、是余深愛摺本之故也（康治二年十一月二十四日）

即遣頼業請信憲曰与手本及他書得摺本、頼業持来摺本疏、賜手本於信憲、追可賜書本於解微之由仰之（久安二年三月十一日）

日記の中には礼記正義の摺本を手に入れることは、万戸侯となるに勝るとか、写本を作ってそれと摺本とを交換することなどが記されていて、いかに頼長が摺本を手に入れることを切望していたかがよく分かる。これは一人頼長だけのことではなかったであろう。

(10) 吉野氏のご教示によれば、紙背文書を作る際に丁数を記すのは、紙背文書に重要なことが記される場合であるという。ここに丁数が記されていることは、この断簡の裏にも重要なことが記されていたはずである。

(11) これらの問題については、下記の拙稿を参照されたい。

「経典釈文・論語音義」考（一）一（六）

[平成四年—七年 東京外国語大学論集第45集—第50集]

(12) 敦煌本はスタイン本 (s)、ペリオ本 (p) を見ているが、その間に大きな異同が見られない場合は(敦)としてまとめ、異同がある場合はそれぞれテキスト番号を示して異同を明らかにした。

(13) 念のため記せば、開成石経は経文のみで注は無い。

(14) オコト点については、鎌倉時代末から室町時代のそれであるようであるが、これ以上に発言する用意がないので、整理した資料を示すにとどめておく。

(15) 断簡に見える摺本の書き入れは、経にかぎらず注にも触れているから、用いられた摺本に集解がついていたことは確かであるが、それが正義本であるかどうかまでは不明である。

(16) 断簡に記される摺本との異同で、正和本には記されていないのは次の条である。

「佞」 摺本作佞

「暫」 摺本作暫

「曾參」 摺本無曾

(事柄を明らかにするため記述は変えてある)

(17) 本断簡に見える書き入れの中で、論語音義の書き入れが極めて注目に値する。それについては機会を改めて論じる。 (大妻女子大学)